

令和3年8月10日（火）午前9時30分より、8月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第5号 令和3年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について
議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第7号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る届出書について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和3年9月10日（金） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 2番 長野信光 3番 白石和寿 4番 手嶋竜一
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰
12番 秋吉一男 13番 平田美穂 14番 井口正信 15番 廣瀬重徳
16番 棚町貞良 17番 今村敏和 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は7番、8番の方をお願いします。

事務局 野口 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名7番、8番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第5号 令和3年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(11月分)について
議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第7号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る届出書について
その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、水管・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、申請地から概ね500m以内に教育施設と医療施設が2施設ありますので第3種農地判断となります。雨水は西側の道路側溝に放流される計画です。なお、上下水道は西側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用されます。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

17番 今村委員 特に問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は農業用倉庫・農業用車輛置場になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。なお、申請地の一部は既に物置や穀タンクが設置され、倉庫の建設予定地は造成がなされています。経緯等は申請人を呼んでおりますので、直接お聞きいただけたらと思います。雨水は東側に側溝を新設し、北側道路側溝に放流する計画です。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用されます。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 廣瀬委員 一部やっつけているとは言われていました。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。本人さんからの説明前に確認しておきたいことがあれば今お願いします。ないようでしたら本人に入室していただきます。

(申請人入室)

議長 柳 本日はお忙しい中お越しいただきありがとうございます。今回の申請の経緯について説明をお願いします。

申請人 申請地北側倉庫においては、米の乾燥から、精米の一連作業の機械を設置しており、申請地は一部が籾穀等の置場になっていました。平成27年末頃に、東側の農地にアパート建設計画との情報が入り、入居者とのトラブルを避けるために、急遽申請地の一部をコンクリート舗装及び籾穀タンクを設置しました。また、令和3年6月頃申請地の一部を農業用倉庫建設用に基礎設置の工事をしました。元々兄の土地で宅地だと思っていたのですが、区長さんに指摘されて農地法の手続きが必要だということが分かりました。

議長 柳 皆さんから質問等ありませんか。なければ申請人は退室をお願いします。
(申請人退室)

議長 柳 採決を採る前に皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 認定農業者もされて大規模農家で頑張られているとは思いますが、始末書付きということで原状回復をするのかどうか判断しないといけないかなとは思いますが。他の申請と足並みをそろえないといけないので。

3番 白石委員 隣にアパートができてから申請人もやーやー言われて苦労しているそうです。洗車代を補償したりしてあげているとの話も聞きました。何かしら配慮してあげられないでしょうか。

9番 中村委員 今回のように認定農業者でさえ農地転用については知らないと言われております。私も農業委員を経験するまでは農地法のことなんて知りませんでした。今後は認定農業者の会で農地法を勉強する場を設けてはどうでしょうか。

事務局 佐々木 今回の件につきましては、区長さんから指摘されてすぐに対応していること、本人は宅地とやってしまっただけということから悪質性はないものだと思います。コンクリートブロックの撤去といった原状回復させた事例は、何度も注意をしていたのにも関わらず故意にやったという悪質性の高いものでした。また、申請内容としても農業用倉庫と農業用車両置場ということで、農業のための利用でもあり、本来であれば転用申請は許可される案件です。どうか違法性を是正するという観点からもご判断いただけたらと思います。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は保育所建築になります。
申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は敷地内に側溝及び溜桝を新設し、東側の道路側溝に放流する計画です。

なお、上下水道は東側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはフェンス付きのコンクリートブロックを新設される計画です。資金計画、見積書等は確認しております。待機児童解消のために、町が公募して決定した事業者で、補助金も出されるそうです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

6 番 棚町委員 別にございません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

8 番 牟田委員 町の広報誌か議会便りにも保育所の件が掲載されていたようですが、その中で工期が10月着工となっていました。転用の許可が出ないことには着工できないはずですが、ちゃんと確認された上で掲載されたのでしょうか。

事務局 佐々木 担当課に確認したところ、保育所については広報誌8月号に掲載されております。内容としては全て予定で書かれております。工期についても10月着工予定との記載がなされています。補助金の申請にあたって、どこにいつ建てるかなどの内容が必要で、その時に確認した内容を掲載されたそうです。ちなみに令和3年時点で30人前後の待機児童がいるとのことでした。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は敷地拡張になります。今年農振除外がなされた所です。

申請地は10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は自然流下です。農振除外をする時にも説明をしておりましたが、水道管が埋設されている箇所が農地となってしまっているため、宅地に変更したいとの内容での申請です。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

3 番 白石委員 別にありません。隣の農地も元々は申請人が所有されていましたが、あっせんで買い手を探してほしいということで長年かけてようやく受け手を見つけたところになります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田2筆5, 103㎡、畑1筆1, 554㎡の贈与となっています。生きている間に

子に農地を贈与したいとのこと。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

16番 棚町委員 問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第4号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田1筆728㎡の売買で720,000円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 令和3年度大刀洗町農地利利用集積計画(案)(11月分)について説明>

事務局 野口 農地中間管理事業による11月1日から利用開始の一覧になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について説明>

事務局 野口 1番は除外で、変更目的は集合住宅の敷地拡張です。変更面積は139㎡となっています。駐車場が2台分不足しているため、整備する計画です。なお、申請地の一部は、十年以上前に集合住宅がはみ出して建てられています。

議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは1番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。それでは2番についての説明をお願いします。

事務局 野口 2番も除外で、変更目的は事務所建築です。変更面積は346㎡となっています。同集落内の司法書士事務所が老朽化及び土地の賃貸人と協議が整わず、継続が困難で、駐車場も不足しているため移転する計画です。

議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは2番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。それでは3番についての説明をお願いします。

事務局 野口 3番も除外で、変更目的は米穀保管用の農産物貯蔵庫建設です。変更面積は5,178㎡となっています。現在、小郡市上岩田に精米工場があるが、玄米を保存するための倉庫が周辺にないことと、賃貸で5箇所程保管倉庫はあるが、自社倉庫で保

管したいことでの計画です。

議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは3番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。それでは議案第7号についての説明をお願いします。

<事務局 議案第7号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については大刀洗町内全域で借入できる畑を探して欲しいとのことです。

議長 柳 説明が終わりました。耕作面積が0となっていますが、この方の農業経営状況はどのようなになっているのでしょうか。

事務局 野口 ないと思われます。申出者の子が借りたいという話で窓口に来られています。

議長 柳 新規就農者になるのでしょうか。家庭菜園レベルの話でしょうか。畑もどのような畑を希望されているのか分かりませんし。皆さんからも何かありませんか。

10番 樋口委員 あっせんのしようがないので、もっと具体的な内容を確認してもらって来月まただしてもらった方が良いのではないのでしょうか。

議長 柳 こちらはあっせん委員を決めることもできないので、今月は見送るという形でよろしいでしょうか。続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については1, 432㎡の田の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。
あっせん委員は長野委員と平田委員の2名をお願いします。
続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
それでは報告第2号の内容説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る届出書について説明>

事務局 野口 64㎡の農業用倉庫を建築する届出がなされています。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。